

鹿 児 島 県 公 報

令和4年7月1日（金）第324号の4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

- 鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則（※）
(選挙管理委員会取扱い) 1

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）の期日及び選挙すべき人員
(選挙管理委員会取扱い) 2

選 挙 管 理 委 員 会 規 則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

鹿 児 島 県 選 挙 管 理 委 員 会 規 則 第 1 号

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規則

鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成6年鹿児島県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式その1備考4(2)中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第5号様式その1備考4(2)イ中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その1備考4(2)ロ中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その2備考4(2)イ中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同様式その2備考4(2)ロ中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記第6号様式その1（別紙）その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2（別紙）備考1(1)中「7円51銭」を「7円73銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1(2)中「375,500円+5円2銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「310,500円+525円6銭」を「316,250円+541円31銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された鹿児島県議会議員又は鹿児島県知事の選挙については、なお従前の例による。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により執行する鹿児島県議会議員補欠選挙（鹿児島市・鹿児島郡区）の期日及び選挙すべき人員は、次のとおりである。

令和4年7月1日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

- 1 選挙の期日
令和4年7月10日
- 2 選挙すべき人員
2人